

参考資料

- ◎ 指定保守点検業者指定要領
- ◎ 採水員講習会実施要領
- ◎ 採水員業務要領
- ◎ 法定検査適正化委員会設置要領



指定保守点検業者指定要領

(目的)

第1条 この要領は、浄化槽法第11条検査実施要綱第2条第3項の規定に基づき指定保守点検業者が満たすべき要件と指定保守点検業者の指定方法について定める。

(指定保守点検業者の指定)

第2条 指定保守点検業者の指定を受けようとする者は、協会に申請して指定を受けるものとする。

2 指定保守点検業者の指定の申請は、指定保守点検業者指定申請書(様式1)及び誓約書(様式2)に、所属する採水員の講習会修了証及び写真を添えて、協会に提出しなければならない。

(指定保守点検業者の要件)

第3条 次の要件を満たしている者を指定保守点検業者とすることができる。

- (1) 大阪府内で登録を受けている浄化槽保守点検業者であること。
- (2) 当該保守点検業者に専任の採水員(過去3年以内に採水員講習会を受講し、その課程を修了した者)を置くこと。
- (3) 協会の会員であること。
- (4) その他協会が必要と認めて府の承認を得て定める事項

(指定の拒否)

第4条 協会は、申請者又は申請に係る採水員が、次のいずれかに該当するときは、指定保守点検業者の指定をしてはならない。

- (1) 浄化槽法若しくは大阪府内の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく処分から起算して2年を経過しない者。
- (2) 第9条の2の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者。
- (3) 採水員が第9条の2の規定による指定取消の原因となった者で、その取消の日から起算して2年を経過しない者。

(指定書の交付及び指定保守点検業者の登録)

第5条 協会は、指定保守点検業者に指定した者に対して指定保守点検業者指定書(様式3)を交付するとともに、指定保守点検業者名簿に登録する。

2 協会は指定保守点検業者が更新される都度、関係行政機関に通知する。

(指定保守点検業者の登録更新)

第6条 指定保守点検業者の有効期間は3年間とし、引き続き登録を受けようとする者は、更新の登録を受けなければならない。

(採水員証明書)

第7条 協会は、指定保守点検業者に採水員業務を委託したときは、当該指定保守点検業者の採水員毎に採水員証明書(様式4)を交付する。ただし、採水員証明書の有効期限が切れた場合、指定保守点検業者は、採水員証明書を更新しなければならない。

2 採水員証明書の有効期間満了日は、指定保守点検業者指定有効期間満了日又は採水員講習会修了日から起算して3年のいずれか短い期日とする。

(遵守事項)

第8条 指定保守点検業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 採水員以外の者に採水員業務を行わせてはならない。
- (2) 採水員に採水員業務要領に基づき適正に採水員業務を実施させなければならない。
- (3) 万一、採水員に不適切な行動が認められた場合には、直ちに当該採水員による採水員業務を停止するとともに、その旨を協会に報告しなければならない。
- (4) 採水員業務の実施に当たっては、採水員に採水員証明書を携帯させなければならない。

(指定の解除)

第9条 協会は、指定保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、指定保守点検業者の指定を解除する。

- (1) 指定保守点検業者解除の申請があった場合
- (2) 第3条の規定に基づく指定保守点検業者の要件を満たさなくなった場合

(指定の取消し)

第9条の2 協会は、指定保守点検業者が第8条の(1)から(3)の規定に違反したと認める場合、又は指定保守点検業者若しくは採水員にその他不適切な行いがあったと認める場合は、指定保守点検業者の指定を取消し、採水員業務に関する委託契約を解除することができる。

- 2 協会が指定保守点検業者の指定を取り消す場合は、協会を代表する者で構成する審査機関で審査を行う。
- 3 協会は、指定保守点検業者の指定を取り消した場合は、関係行政機関に報告する。

(弁明の機会)

第10条 協会は、第9条の2第2項の規定により指定保守点検業者の指定を取り消す場合は、協会の代表する者で構成する審査機関において当該指定保守点検業者又は採水員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、正当な理由がなく弁明の機会に応じないときは、この限りでない。

(指定書等の返納)

第11条 指定保守点検業者であった者は、第9条の規定に基づき指定が解除された場合並びに第9条の2の規定に基づき指定が取り消された場合には、直ちに指定保守点検業者指定書及び採水員証明書を協会に返納しなければならない。

(変更届)

第12条 指定保守点検業者の氏名、住所又は所属する採水員の氏名に変更があった場合は、協会に指定保守点検業者変更届出書(様式5)を提出しなければならない。また、採水員に変更があった場合は、採水員証明書を協会に返納しなければならない。

(指定書及び採水員証明書の書き換え)

第13条 指定保守点検業者は、第5条第1項の指定書及び第7条の採水員証明書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに指定書及び採水証明書の書換えをしなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、指定保守点検業者の指定について必要な事項は、府と協会がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この要領は平成25年7月10日より施行する。

(様式1)

年 月 日

指 定 保 守 点 検 業 者 指 定 申 請 書

一般社団法人大阪府環境水質指導協会
会 長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては
名称及び代表者氏名)

指定保守点検業者指定要領第2条第2項の規定に基づき、申請します。

フリガナ

1 氏 名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

2 住 所

3 採 水 員 名 簿

フリガナ 採 水 員 氏 名	講習会修了証有効期間
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

(様式2)

年 月 日

誓 約 書

一般社団法人大阪府環境水質指導協会
会 長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては
名称及び代表者氏名)

指定保守点検業者指定要領第4条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(様式3)

指 定 保 守 点 検 業 者 指 定 書

氏 名

(法人にあっては名称)

住 所

あなたを一般社団法人大阪府環境水質指導協会の指定保守点
検業者として指定します。

指定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

大環水指協第 号
年 月 日

一般社団法人大阪府環境水質指導協会
会 長



(様式4)

大環水指協第 号

採水員証明書

事業所氏名

(法人にあつては名称)

事業所所在地

採水員氏名

この証明書を携帯する者は、浄化槽法第11条検査
における浄化槽の採水員であることを証明する。

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

一般社団法人大阪府環境水質指導協会
会 長

(様式5)

年 月 日

指 定 保 守 点 検 業 者 変 更 届 書

一般社団法人大阪府環境水質指導協会
会 長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては

名称及び代表者氏名)

大環水指協第 号で指定を受けた事項に下記のとおり変更がありましたので、指定保守
点検業者指定要領第12条の規定に基づき届出します。

(変更前)

住 所

氏 名

採 水 員 氏 名

(変更後)

住 所

氏 名

採 水 員 氏 名

*採水員に変更がある場合は、採水員証明書を返納すること

採水員講習会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、浄化槽法第11条検査実施要綱第2条第3項の規定に基づく採水員の資格要件として、指定保守点検業者指定要領第3条第1項(2)に定める採水員講習会（以下「講習会」という。）の実施に当たって、必要な事項を定める。

(講習会の主催)

第2条 講習会は、協会が主催する。

(受講の資格)

第3条 講習会の受講者は、大阪府内で登録を受けている及び協会の会員である浄化槽保守点検業者に所属している浄化槽管理士であること。

(実施時期)

第4条 講習会は3年に一回以上開催するものとする。

(受講の申込み)

第5条 講習会を受講しようとする者は、講習会主催者に採水員講習会受講申込書（様式1）及び、雇用証明書（様式2）を添えて申し込むものとする。

(講習科目等)

第6条 初回の講習科目及び講習時間数はそれぞれ各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 法令及び法定検査全般に関する事項 | 1時間以上 |
| (2) 外観検査に関する事項 | 1時間以上 |
| (3) 水質検査及び書類検査に関する事項 | 1時間以上 |
| (4) 総合演習 | 1時間以上 |

2 更新時の講習科目及び講習時間数はそれぞれ各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 法令及び法定検査全般に関する事項 | 1時間以上 |
| (2) 外観検査に関する事項 | 1時間以上 |
| (3) 水質検査及び書類検査に関する事項 | 1時間以上 |

(修了証明書の交付)

第7条 講習会主催者は、講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証（様式3）を交付するとともに、採水員講習会修了者名簿に登録する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、講習会の実施について必要な事項は、府と協会がその都度協議し定める。

附 則

この要領は、平成25年7月10日より実施する。

(様式1)

採水員講習会受講申込書

年 月 日

一般社団法人大阪府環境水質指導協会
会 長 様

申込者

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

印

日

写
真

採水員講習会の受講の申し込みをします。

記

- 1 受講者の浄化槽管理士免状番号及び取得年月日 第 号
年 月 日
- 2 受講者の所属する浄化槽保守点検登録業の事業所
所在地
事業所名
代表者氏名 電話

- *添付書類
- ・顔写真1枚(縦3cm×横2.5cm)
 - ・事業所代表者の雇用証明書
 - ・浄化槽管理士免状の写し

(様式2)

雇 用 証 明 書

年 月 日

一般社団法人大阪府環境水質指導協会
会 長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては
名称及び代表者氏名)

下記の者を雇用していることを証明します。

氏 名

(様式3)

大環水指協第 号

講 習 会 修 了 証

氏 名

上記の者は採水員講習会を修了したことを証明します。

年 月 日

一般社団法人大阪府環境水質指導協会
会 長





採水員業務要領

(目的)

第1条 この要領は、11条検査の適正かつ効率的な実施を確保するため、協会が、浄化槽法第11条検査実施要綱第2条第3項の規定に基づき採水員に行わせる業務の内容やその留意事項、業務の実施にあたって採水員が遵守すべき事項について定める。

(採水員業務)

第2条 採水員業務（以下「業務」という。）は、浄化槽管理者（以下「管理者」という。）に対する11条検査の案内及び効率化検査ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定める次の各号の検査等とする。

- (1) 基礎的事項の情報把握
- (2) 外観検査に係る確認
- (3) 総残留塩素濃度、透視度の測定
- (4) BOD 検査試料の採取
- (5) 書類検査に係る確認
- (6) その他、前各号に伴う業務

(遵守事項)

第3条 採水員は、業務の実施にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 現場では細心の注意を払い誠実に業務を行うとともに、検査はできる限り管理者の立会いのもと実施すること。なお、管理者が立会いできない場合は、必ず検査実施の了承を得ること。
- (2) 管理者に対し、業務内容の事前説明と終了報告を行うこと。
- (3) 現場において不測の事態が生じた場合、速やかに協会に連絡し、その指示を受けること。
- (4) 業務終了後は、マンホール等周囲の事後確認を行うこと。
- (5) 業務は清掃後1か月から11か月以内の時期に行うこと。
- (6) 採水員証明書を携帯すること。

(業務の着手)

第4条 採水員は、自身の所属する浄化槽保守点検業者が保守点検業務を受託している浄化槽の管理者と面会し、11条検査の趣旨、検査項目、検査手数料等について説明し、受検を案内する。

2 採水員の業務は、保守点検の受託業務と明確に区分して行う。

(基礎情報の確認)

第5条 採水員は、実使用人数、建築用途、放流先、使用条件等、現場調査票の内容を確認して記載する。

(BOD 検査試料の採取)

第6条 BOD 検査試料（以下「試料」という。）の採取は、原則として沈殿槽（処理水槽）流出水又は消毒槽に入る直前の処理水とし、次の各号に留意して所定の容器で採取する。

- (1) 可能な限り試料で共洗いした容器に直接採取する。柄杓、バケツ、スポイト等を用いる場合は、これらも共洗いをする。
- (2) 必ず流水時に採取する。処理水の流出が認められない場合は、流入管渠途中の枡から一定量の水道水を流入させるか、流量調整ポンプ等を稼働させ、処理水を流出させる。
- (3) 流入量の変動、浄化槽の構造等による、沈殿物、スカム、壁面付着汚泥等が試料に混入しないようにする。
- (4) 沈殿槽流出水の採取が困難な場合は、消毒槽より採取する。ただし、消毒剤の薬筒を持ち上げ、採取試料に残留塩素が検出されないことを確認した後に流出水を採取する。
- (5) 試料の必要量は 500mL 以上とし、試料容器上部には少量の空間を残すようにして、確実に密栓する。
- (6) 試料番号を試料容器、現場調査票の所定欄に記入する。

(試料の搬送・保存)

第7条 採取後の試料については、所定のクーラーボックス等に収納して搬送する。

- 2 試料は、保冷剤等で冷蔵保存し、原則当日中に協会が指定した計量証明事業所へ送付する。ただし、時間の都合等により当日中に送付できない場合は、冷蔵庫により冷蔵保存し翌日に送付することができる。

(総残留塩素濃度の測定)

第8条 消毒槽出口における処理水を採取し、直ちに測定を行う。

- 2 測定は、DPD 法による。
- 3 測定結果は、現場調査票の所定欄に記入する。

(透視度の測定)

第9条 原則として沈殿槽（処理水槽）流出水又は消毒槽に入る直前の処理水を採取し、直ちに測定を行う。

- 2 測定は、50cm の透視度計を用いて行う。
- 3 測定結果は、現場調査票の所定欄に記入する。

(外観検査)

第10条 外観検査に係る確認は、次の各号に掲げる項目について目視で確認し、その状況をガイドライン別表に示す方法により「良」・「可」・「不可」に判別し、現場調査票の当該欄に記入する。保守点検を行う場合は、その作業終了後に確認等を行う。

- (1) 浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況
- (2) 流入管渠（路）の水流の状況
- (3) 放流管渠（路）の水流の状況

- (4) 悪臭の発生状況
- (5) 消毒設備の固定状況
- (6) 消毒剤の有無
- (7) 処理水と消毒剤の接触状況
- (8) 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況
- (9) ばっ気装置の稼働状況
- (10) 油脂類の流入の状況
- (11) 溢流の状況
- (12) 漏水の状況
- (13) か、はえ等の発生状況

(書類検査)

第11条 保守点検記録票及び清掃記録票から保守点検及び清掃の状況を確認し、現場調査票の
所定欄に記入する。

(現場調査票の引渡し)

第12条 採水員は現場調査票の記載内容を協会が予め定めた電磁的方法により、検査を実施し
た日から5日以内に送付する。

(なお、当面の間、現場調査表の送付も可とする。)

(守秘義務)

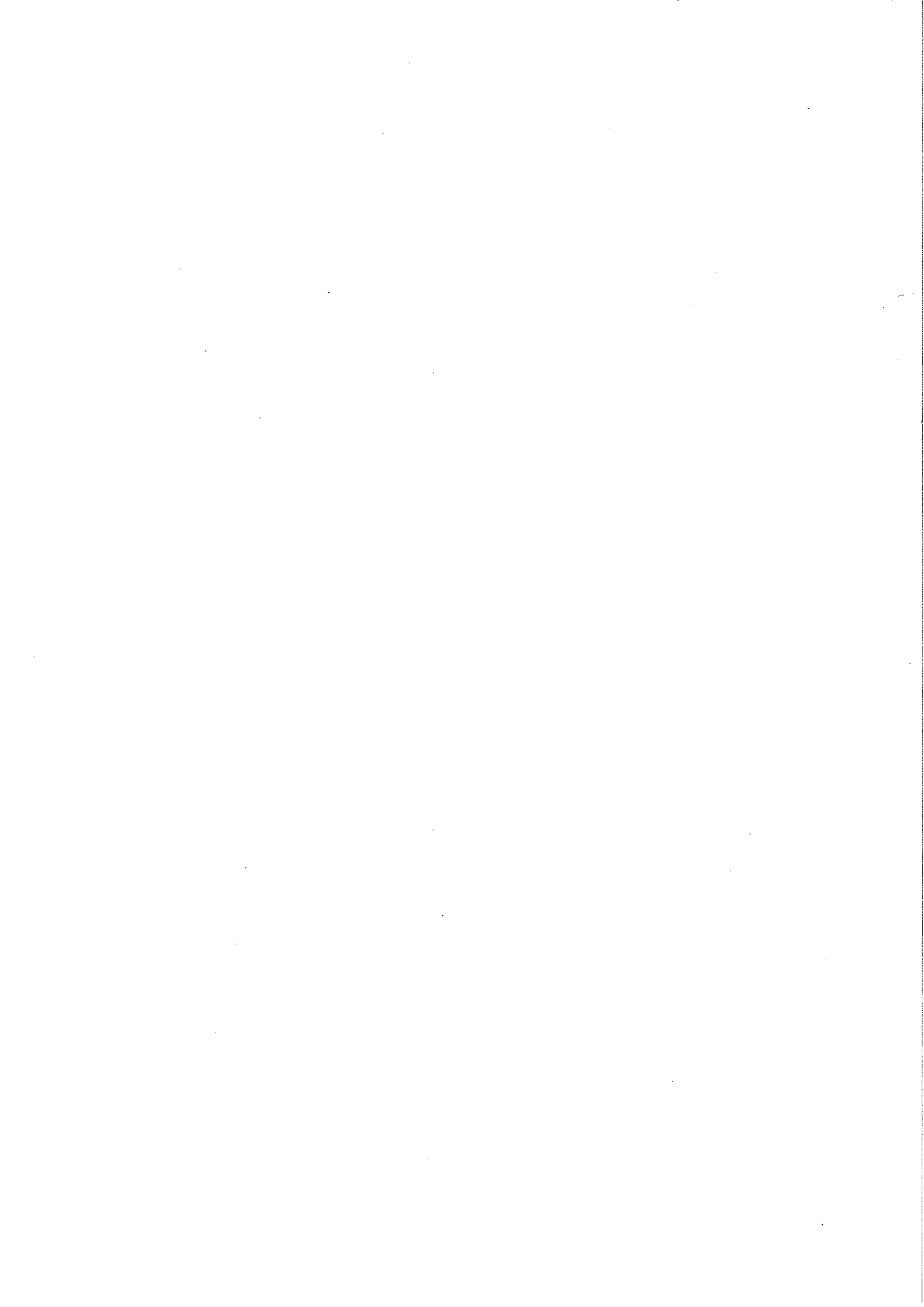
第13条 採水員は、管理者の個人情報に関し、業務上知り得た事項について守秘義務を負う。
採水員の指定を解かれた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要領に規定のない事項については、府と協会が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年9月1日より施行する。



法定検査適正化委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、浄化槽法第7条及び第11条並びに浄化槽法第11条検査実施要綱に基づく法定検査の適正な実施と信頼性を確保するため、同要綱第5条の規定に基づく「法定検査適正化委員会」(以下「委員会」という。)の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織及び委員)

第2条 委員会は委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者並びに行政機関及び協会を代表する者とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長、副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合その職務を代理する。

(審査事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項について審査する。

- (1) 浄化槽法第7条に基づく設置後等の検査の精度管理
- (2) 浄化槽法第11条に基づく全項目検査及び効率化検査の精度管理
- (3) 協会を代表する者で構成する審査機関で審査した処分内容及び再発防止策
- (4) その他、効率化検査の適正な実施と信頼性確保に関する必要な事項

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、委員長が必要と認めた場合その都度開催するものとする。

(報告等)

第6条 委員長は、審査結果について協会に報告するものとする。

- 2 協会は、委員長から改善を要する事項について、指導・助言を受けた場合は遅滞なく必要な措置を講ずるものとする。

(事務局等)

第7条 この委員会の事務局を、協会に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、府と協会がその都度協議し定める。

附 則

この要領は平成25年7月10日より施行する。